

岐阜県保健環境研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程

平成29年3月31日
保環研第335号

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県保健環境研究所（以下「研究所」という。）の国等の公募型研究開発を含む研究活動（以下「研究活動」という。）における不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適正な措置に関し、必要な事項を定め、不正行為の防止及び早期発見と是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「研究活動における不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。

- 一 捏造 存在しないデータ、事実と異なる研究結果等を作成すること。
 - 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - 三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
 - 四 研究費の不適正な使用 競争的資金等を含む研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき支出すること、その他法令等に違反して支出すること。
- 2 この規程において「競争的資金等」とは、次のものをいう。
- 一 研究者が自主的に研究課題を設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金及び助成金
 - 二 研究者が資金配分機関の研究課題に対して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものも含む。）

(責任体系)

第3条 研究所の研究活動における不正行為を防止するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

- 一 最高管理責任者は、研究所全体を統括し、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負うものとし、研究所の長をもって充てる。
 - 二 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、総務課長をもって充てる。
 - 三 コンプライアンス推進責任者は、研究活動における不正行為の防止対策を実施するものとし、疫学情報部長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究活動における不正行為の防止に取り組むことができるよう、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図る等、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(組織体制)

第4条 研究所に、研究活動における不正行為の防止に関する重要事項を審議するため、不正行為調査等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の組織、運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(不正防止計画の策定)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、研究活動における不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動における不正防止計画を策定するとともに、必要に応じて不正防

止計画を見直すものとする。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に提出するものとし、これを変更する場合においても同様とする。
- 3 前項の提出を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 統括管理責任者は、不正防止計画の内容が不適當又は不十分であると認める場合には、コンプライアンス推進責任者に対し改善を求めることができるものとする。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、前項の改善を求められた場合はこれを改善し、統括管理責任者に提出するものとする。

(不正防止計画の実施)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、主体的に不正防止計画を実施しなければならない。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施状況について、年度終了後6か月以内に統括管理責任者に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。統括管理責任者は、報告内容が不適當と認められる場合には、コンプライアンス推進責任者に対し改善を求めるものとする。
- 4 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施の状況から、違法行為や不正が行われないよう、研究活動における適正な運営及び管理を行うものとする。

(相談窓口の設置)

第7条 研究所総務課管理調整係に競争的資金等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、競争的資金等に係る事務処理手続に関する研究所内外からの問い合わせに対応し、研究所における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第8条 研究所に、研究活動における不正行為に関する研究所内外からの通報に適切に対応できるようにするため通報窓口を置く。

- 2 通報窓口に関し必要な事項については、別に定める。

(不正使用の判定等)

第9条 通報により研究活動における不正行為の疑いがある場合の調査、審理及び判定に関する事項は別に定める。

(完結文書及び研究データの整理、保管、保存及び廃棄)

第10条 完結文書の整理、保管、保存及び廃棄は、岐阜県公文書規程に定める完結文書の整理、保管、保存及び廃棄の例による。但し、研究データ等については、県及び資金配分機関が別に指示するところによる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。